



報道関係者 各位

令和4年3月22日（火）

【照会先】

鳥取労働局総務部総務課

課長 村川 雄一郎

総務企画官 博田 勝彦

（電話）0857 - 29 - 1700

## 鳥取労働局労働基準部職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年3月21日（月）、鳥取労働局労働基準部（鳥取市富安2-89-9。以下「労働局」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しておらず、3月15日（火）まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、終日マスクを装着して勤務していましたが、感染者（職場外）の濃厚接触者として、20日（日）にPCR検査を受け、21日（月）に感染が確認されたものです。

労働局では、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行います。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。